

第2節 保健衛生

1 保健サービス

(1) 成人保健（健康部 健康推進課）

生活習慣病の予防、早期発見、早期治療のための施策展開を図るため、保健所、保健センターを拠点に医療機関の協力を得ながら各種保健事業を行っている。

① 健康手帳

健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療を確保するために交付している。

② 健康教育

生活習慣病予防、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康増進に資することを目的として、保健センター、地域会館等で開催している。令和3年度は318回開催し、4,516人が受講した。

③ 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てることを目的として、保健センター、地域会館等で開催している。令和3年度は292回開催し、3,675人が受講した。

④ 健康診査

ア がん検診

胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がんを早期に発見し、治療に結び付けることを目的として実施している。

令和3年度受診状況

単位：人

胃がん検診	肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	大腸がん検診
9,571	30,246	27,060	17,686	37,799

イ 特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳の堺市国民健康保険被保険者に対し、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の危険因子を複数あわせもつ内臓脂肪型肥満に着目し、糖尿病等の有病者と予備群の減少をめざすことを目的として実施している。

令和3年度実施状況

特定健康診査受診者数	特定保健指導終了者数
32,638人	181人

⑤ 訪問指導

健康診査等の結果、指導が必要と判定された者、介護保険の認定の結果、自立と判定された者及び独居高齢者等に対し、保健師等が訪問し、本人及びその家族に対し必要な保健指導を行い、疾病の発生予防及び心身の機能低下防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施している。

令和3年度実施状況

単位：人

	被訪問指導人員	
	実人員	延人員
生活習慣改善の指導が必要な者	68	72
介護予防の指導が必要な者	302	333
介護家族	6	6
寝たきりの者	0	0
認知症性の者	2	2

⑥ その他の事業

ア 骨粗しょう症予防検診事業

寝たきりになる主な要因の一つである骨粗しょう症の予防を目的として、18歳以上の市民を対象に骨密度測定及び健康教育、健康相談を実施している。令和3年度は、606人が受診した。

イ 成人歯科検診事業

歯の喪失の主な原因である、歯周病・う蝕の早期発見、予防、また71歳以上はオーラルフレイル予防を目的として歯科検診を実施している。令和3年度は、市内協力医療機関において、1,040人が受診した。

(2) 結核予防（保健所 感染症対策課）

結核患者数は大きく減少したものの、患者の発生率、有病率は依然「中まん延国」の状況にあり、未だ我が国最大の感染症である。特に高齢者や医学的リスク要因を持つ患者の割合の増加に加え、院内感染や多剤耐性菌患者など数多くの問題があり、その予防とまん延防止のため、健康診断、患者管理、医療費の公費負担まで一貫した体系のもとに対策を行っている。

① 患者登録

適切な対策、指導を行うため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核患者の登録を行っている。令和3年の新規登録数は119人、潜在性結核感染症患者44人。令和3年末現在の登録数は、結核患者257人、潜在性結核感染症患者68人である。

② 公費負担医療費

結核のまん延を防止し、適切な医療を行うため、感染症診査協議会（結核診査部会）で審査し、治療にかかる医療費の一部を公費負担している。令和3年の公費負担承認件数は、入院勧告患者に対する入院医療53件、一般医療165件である。

③ 接触者健康診断

患者が発生した場合、その家族や接触者に対し、健康診断を実施し、まん延を防止している。令和3年度の接触者健康診断実施数は659件である。

④ 結核検診（結核定期健康診断）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断として、保健センター、小学校等地域会場において胸部X線検査を実施している。

令和3年度結核検診実施状況（40歳以上）

単位：人

直接撮影 (間接撮影)	要精密検査		精密検査		発見数	
	人数 (A)	人数 (B)	人数 (C)	受診率 (C)／(B) (%)	結核患者 (D)	発見率 (D)／(A) (%)
3,588	74	2.06	43	58.11	1	0.03

(注) 結核検診は、肺がん検診とともに肺がん・結核検診として実施している。

(3) 予防接種（保健所 感染症対策課）

令和3年度接種状況

① 定期接種

予 防 接 種 名	区 分		接種対象者数 (人)	接種者数(人)	接種率(%)
BCG			5,608	5,508 (5,527)	98.2
百日せき・ジフテリア・ 破傷風・ポリオ混合 (四種混合)	1期	初 回	16,737	16,649	99.5
		追 加	5,925	5,658	95.5
ジフテリア・破傷風	2期		7,638	6,026	78.9
麻しん・風しん混合	1期		5,897	5,616	95.2
	2期		6,759	6,391	94.6
日 本 脳 炎	1期	初 回	12,516	7,209 (7,494)	57.6
		追 加	6,386	795 (1,162)	12.4
	2期		7,200	998 (1,571)	13.9
小 児 用 肺 炎 球 菌	初 回		16,743	16,535	98.8
	追 加		5,827	5,587	95.9
ヒ ヲ	初 回		16,743	16,514	98.6
	追 加		5,827	5,663	97.2
子 宮 頸 がん 予 防	1回目		11,091	4,015	36.2
	2回目				
	3回目				
水 痘	1回目		11,492	11,004	95.8
	2回目				
ロ タ (注7)	ロタリックス (2回接種)		5,581	3,357 (延べ7,956)	79.3
	ロタテック (3回接種)			1,071 (延べ4,309)	

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

予 防 接 種 名	区 分	接種対象者数 (人)	接種者数(人)	接種率(%)
B型肝炎	1回目	16,743	16,451	98.3
	2回目			
	3回目			
インフルエンザ	65歳以上	233,952	135,174	57.8
高齢者の肺炎球菌	(注6) 参照	51,421	2,137	4.2

- (注) 1. 「接種対象者数」については、標準的な接種年齢期間の対象者数を計上しているのに対し、「接種者数」は、その年齢とは異なる年齢の者も含め、実際に接種した者を延べ人数で計上している。
2. BCG予防接種は結核まん延状況を勘案し、生後4歳未満まで任意接種により実施。
()内は任意接種を含む。
3. 日本脳炎予防接種は、予防接種法施行令の改正により、平成17年度から平成21年度にかけて、日本脳炎の予防接種の積極的勧奨を差し控えたことの影響を受け、接種を受ける機会を逸した者(平成7年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者)に対し、接種が不足している回数分を定期接種として実施する特例措置が設けられている。()内には特例措置による接種者数も含む。なお、令和3年度は、阪大微生物病研究会製造のジェービックVの製造一時停止により、日脳ワクチンの供給量に年度を通して、影響が生じたため、接種率が低下した(令和3年1月15日付厚生労働省通知)。
4. 子宮頸がん予防の予防接種は、国通知に基づき、平成25年6月から積極的な勧奨を一時中止している。
5. インフルエンザの接種者数は、心臓・じん臓・呼吸器・免疫機能に障害者手帳1級程度の障害を持つ60～65歳未満の接種者を含む。
6. 高齢者の肺炎球菌予防接種は、予防接種法施行令の改正により平成26年10月1日から定期接種として実施。経過措置として令和3年度中に65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳となる者を対象として実施。接種者数には、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害者手帳1級程度の障害を持つ60～65歳未満の接種者を含む。
7. ロタウイルス予防接種は、ワクチンが2種類あり、接種回数異なるため、実際に接種した者の人数及び延べ人数を計上している。

風しん5期の抗体検査及び予防接種

予防接種名	区分	抗体検査受検者数 (人)	接種者数(人)
風しん	5期	4,609	866

- (注) 1. 予防接種法施行令の改正により、令和7年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を、風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加することが規定された。ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、予防接種を行う必要ないと認められる者は除く。
2. 上記の予防接種法施行令の改正により、平成31年3月25日より抗体検査及び予防接種を実施。

② 任意接種

予 防 接 種 名	区 分	接種対象者数 (人)	接種者数(人)	接種率(%)
高 齢 者 の 肺 炎 球 菌	(注) 参照	191,294	1,644	0.9

(注) 予防接種法施行令の改正により平成26年10月1日から、高齢者の肺炎球菌予防接種が定期接種化されたことに伴い、65歳以上の者のうち、定期接種に該当しない者を対象として、市独自の公費助成事業として実施。

風しん感染予防対策事業 【対象者】風しん抗体価が基準値に満たない ① 妊娠を希望する女性 ② 妊娠を希望する女性の配偶者 ③ 妊娠している女性の配偶者	接種者数 (人)	
	MRワクチン	風しん単抗原
	1,143	311

風しんの感染予防とまん延防止対策として、特に「先天性風しん症候群」の発症を防ぐため、風しん抗体価が基準値に満たない者に対し、医療機関での接種費用の一部を助成している。(※対象者は、1回の接種に限り、1,000円の自己負担で接種可能)。また保健センター等において風しん抗体検査を実施している。令和3年度の風しん抗体検査受検者数は744人である。

(4) 感染症予防事業 (保健所 感染症対策課)

① 感染症発生動向調査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、全数把握の対象となる疾病の患者等を診察した医師は保健所に届出を行うこととなっている。

令和3年感染症発生動向調査状況 (全数把握)

類型	1類	2類 (結核を除く)	3類	4類	5類
件数	—	—	38	13	90

② エイズ予防

エイズのまん延防止や、患者・感染者に対する偏見や差別をなくすため、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及・啓発を推進している。また、エイズに対し心配や不安のある者には、保健所、保健センターでの電話等による相談や平日昼間、夜間の検査を無料匿名で行っている。令和3年度の相談件数は696件、受検者数は695人である。

③ 性感染症予防

毎年6月を性感染症予防月間と定め、市広報紙等により性感染症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、保健センターにおいて梅毒、クラミジアの無料匿名検査を行っている。令和3年度の受検者数は、梅毒は667人、クラミジアは560人である。

④ 肝炎ウイルス検査

薬害肝炎問題を契機として、国では国民に対し肝炎ウイルス検査の受診を呼びかけており、堺市でも保健センター及び市内協力医療機関において、無料で検査を実施している。令和3年度の受検者数は、5,663人である。

(5) 栄養改善（健康部 健康推進課）

「栄養」を中心に「運動」、「休養」のバランスのとれた健康的な生活習慣の確立を通して、生活習慣病等の予防や、健康の保持増進をめざし、妊産婦や乳幼児に対する栄養指導、健康づくり教室、生活習慣病予防教室、健康相談、訪問栄養指導、食生活改善リーダーの育成、特定給食施設指導等を行っている。また、最近の食生活の多様化に対応するため、飲食店の栄養成分表示や、食品の栄養成分表示を推進している。

① 令和3年度栄養指導実施状況

	母子		生活習慣病		介護予防		一般		その他	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
個別指導	-	人 2,450	-	人 460	-	人 54	-	人 349	-	人 12
集団指導	回 122	人 1168	回 15	人 227	回 32	人 440	回 49	人 432	回 295	人 2,265

② 令和3年度給食施設指導実施状況

個別指導				集団指導	
1回100食以上または 1日250食以上の施設		1回100食未満または 1日250食未満の施設		指導回数	施設数
栄養士あり	栄養士なし	栄養士あり	栄養士なし		
89件	37件	44件	18件	1回	56件

③ 栄養成分表示指定店

令和3年度新規指定0店舗（令和3年度末現在115店舗）

(6) 歯科口腔（健康部 健康推進課）

保健センターを拠点に、乳幼児・妊産婦・成人対象の歯科相談・歯科保健指導、小・中学校等と連携し、児童・教職員・PTA等を対象に歯科保健指導、寝たきり者への訪問口腔衛生指導などを行っている。さらに、地域歯科保健活動の充実のためのデータ収集や評価活動に取り組んでいる。

令和3年度実施状況

妊婦		乳 幼 児				小・中学校		成 人					介護予防		その他	
妊婦教室		個別指導		集団指導		集団指導		歯科相談		健康教育		訪問	健康教育		歯の健康相談・健康展	
回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	人	回	人	回	人
37	471	433	14,056	46	377	1	5	100	747	55	950	0	50	502	0	0

(7) 精神保健（健康部 精神保健課、こころの健康センター）

① 精神保健福祉相談

保健センターにおいて精神科医、精神保健福祉士等による精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施し、医療機関への受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を行っている。

令和3年度相談等実施状況

単位：件

相談件数	うち訪問指導件数
延28,519	延2,709

② 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神疾患の治療のための通院医療費を一部公費負担する。申請は保健センター（美原区は美原区役所地域福祉課）で受け付け、原則として医療費の1割を本人が自己負担し、医療保険の負担を差し引いた医療費を給付する。（所得に応じた負担上限額あり。）令和3年度末現在の公費負担承認件数は19,362件である。

③ 自殺対策事業

自殺対策基本法の理念に基づき、大きな社会問題となっている自殺を予防し、社会の健全な発展を図るため、自殺予防に向けた抜本的な対策を協議するとともに、関係機関・団体等との連携を強化し、市民が健康で生きがいを持って暮らす社会を実現することを目的とする。

令和4年3月に「堺市自殺対策推進計画（第3次）」を策定し、計画を基に自殺対策を総合的に推進するため、専門的な意見を聴取するための自殺対策連絡懇話会を開催するとともに、庁内関係部署との情報の共有、取り組みの検討を行うための庁内連絡会を必要に応じて開催している。

市民への自殺対策に関する正しい知識や相談窓口の周知を図るため、自殺予防週間や自殺対策強化月間等さまざまな機会を通じた啓発を実施している。こころの健康センターでは市内警察署や消防局（救急隊）、救急告示病院の協力による自殺未遂者相談支援事業や自死遺族相談支援事業を実施している他、ゲートキーパー研修や相談機関等に向けた研修を開催している。

④ 依存症対策事業

「依存症対策総合支援事業要綱」に基づく「堺市依存症地域支援計画」を令和4年3月に策定し、計画の進捗や取組等を検討するため、庁内関係部署との情報共有や取組を検討するための庁内連絡会および専門的な意見を聴取するための依存症対策推進懇話会を開催している。

また、調査等による実態把握の実施や市民への依存症に対する正しい知識の普及啓発等をあらゆる機会を通じて実施し、依存症対策を総合的に推進する。

こころの健康センターでは、薬物依存症、ギャンブル等依存症の専門相談を開設し、本人や家族に対する相談（集団プログラム、家族教室等）を実施している他、関係機関等への研修を開催している。

○ こころの健康センター

① 施設の概要

所在地	堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号 健康福祉プラザ3階
電話番号	245-9192
ホームページ	https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/hokencenter/kenkocenter/index.html
延床面積	318.96㎡
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階地上4階建の一部
開設年月日	平成18年4月1日

② 設置目的

精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、保健センター等への技術指導・技術援助及び関係諸機関との連携を通じて、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加促進を図る。

③ 事業内容

精神障害者保健福祉手帳などの判定や、精神保健福祉に関する各種専門相談、情報提供、普及啓発等を行っている。

ア 令和3年度審査判定件数

単位：件

精神医療審査会				精神保健福祉手帳	自立支援医療 (精神通院医療)
入院届	定期病状報告	退院請求	処遇改善請求		
2,879	773	67	12	4,062	8,430

イ 令和3年度相談件数等

専門相談	自殺未遂者 相談支援	こころの 電話相談	普及啓発	教育研修	技術指導 技術援助	調査研究	組織育成
延5,831件	延3,295件	2,805件	延357人	延418人	延153回	3件	1回

(8) 難病対策（保健所 保健医療課）

平成27年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、新しい医療費助成制度に基づき、保健所及び保健センターにおいて特定医療費（指定難病）支給認定（令和3年11月から対象疾病338疾病に拡大）の申請受付を、保健所において認定審査及び受給者証の発行を実施している。

療養支援については、難病患者及び家族の生活の質の向上を図り、社会参加の促進を目的として、堺市立健康福祉プラザ内に「堺市難病患者支援センター」を設置し、学習会、相談会及び交流会等の事業を委託実施している。

また、平成25年4月より「障害者総合支援法」が施行され、これまでの障害児・者の定義の中に「難病等」が追加されたことにより、政令で定められた対象疾病が同法による障害福祉サービスの利用対象となっている。

令和3年度学習会・相談会等開催状況

単位：回・人

区分	学習会	就労相談	交流会	広場 サロン	合計
開催回数	(15) 14	(42) 42	(20) 17	(17) 5	(94) 78
参加者数	106	45	97	24	272

※コロナウイルスの影響がなければ開催していた回数()

(9) 公衆衛生看護事業（健康部 健康推進課）

地域住民全体の健康のレベルアップを目的に、保健師が他職種との連携のもとに、家庭訪問、健康相談、集団検診、地区組織活動等の多彩な活動を展開している。

令和3年度保健師家庭訪問状況（延人数）

単位：人

結核 感染症	母子	成人	精神	難病	関連 その他	合計
379	5,413	30	292	184	1,283	7,581

2 環境衛生・薬事（保健所 環境薬務課）

(1) 環境衛生関係施設及び薬事関係施設の監視

令和3年度対象施設数及び監視指導状況

単位：カ所・件

区 分	対象施設数	監視指導件数	区 分	対象施設数	監視指導件数
旅館業	87	69	火葬場	13	1
興行場	15	24	墓地・納骨堂	206	16
公衆浴場	54	52	浄化槽	9,164	169
理容所	589	61	温泉利用	11	12
美容所	1,389	43	薬局	386	68
クリーニング所	477	48	薬局製剤製造業	68	4
遊泳場	30	2	薬局製剤製造販売業	68	4
特定建築物	202	28	医薬品販売業	153	43
簡易専用水道	1,254	15	毒物劇物販売業	299	44
専用水道	46	70	毒物劇物業務上取扱者	23	4
死亡獣畜取扱場	0	0	特定毒物研究者	7	1
畜舎・家きん舎	39	2	高度管理医療機器等 販売業貸与業	485	59
住宅宿泊事業	32	15	管理医療機器販売業 貸与業	1,424	158
			合 計	16,521	1,011

(2) 浄化槽保守点検業者の登録

浄化槽法第48条の規定に基づき「堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、保守点検業者の登録を義務づけている。令和4年3月末現在の登録業者数は101業者である。

(3) ラブホテル建築等規制

ラブホテルの建築を規制するため、旅館業法に基づく旅館・ホテル等の建築については、「堺市ラブホテル建築等規制条例」で届出を義務づけ、「堺市ラブホテル建築等調整委員会」（関係部長等で組織）において建築場所や建物の構造、外観等を審査し、建築の同意・不同意を判定している。

(4) 家庭用品の安全対策

規制対象家庭用品を店舗より試買して検査し、その結果、違反が認められた場合には、関係する業者に行政指導を行っている。令和3年度に試買を実施した店舗数は22件、試買検査は207件行った。

(5) 住居衛生対策

ホルムアルデヒド等によるシックハウス症候群について、パンフレットの配布等による啓発や換気指導を実施し、快適で健康的な生活環境の確保に努めている。

3 食品衛生（保健所 食品衛生課）

(1) 業務内容

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品等取扱い施設及び従業員等の衛生管理について、食品衛生監視員が監視・指導を行うとともに、市民や食品関係事業者に対し衛生教育を実施し食品衛生知識の普及啓発に取り組んでいる。

① 令和3年度食品等の収去検査結果

単位：件

検査項目	規格検査	細菌検査	理化学検査	計
検体数	79	130	88	297
法違反数	0	0	0	0
衛生規範等の不適合数	0	0	0	0

② 令和3年度監視・指導状況

単位：件

区分	営業許可施設			営業届出施設		
	飲食店 喫茶店	食品販売業	食品製造業	食品販売業 自動販売機	食品製造業	集団給食施設 その他
施設数	8,439	491	1,407	3,200	51	189
監視・指導 延施設数	2,239	245	452	221	7	50

③ 令和3年度相談件数

単位：件

区分	異物混入	腐敗・変敗	衛生管理	体調不良	その他	合計
件数	41	11	39	52	17	160

④ 令和3年度衛生教育実施件数

単位：件、人

対象	事業者	学生・園児	一般	合計
件数	1	1	6	8
参加者数	61	21	76	158

(2) 令和3年食中毒発生状況

件数	患者数（人）	原因施設の行政措置（件）		
		営業停止	改善命令	その他
0	0	0	0	0

4 衛生研究所

所在地 堺区甲斐町東3-2-8
 電話番号 238-1848
 ホームページ <https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/hokencenter/eiken/index.html>

敷地面積 900㎡
 建築面積 493㎡
 延床面積 1,502㎡
 構造 (本館) 鉄筋コンクリート造3階建
 (付属建物) コンクリートブロック造平家建

開設年月日 昭和40年1月12日

業務内容 細菌検査・ウイルス検査 食品衛生に伴う理化学検査
 環境衛生に伴う理化学検査 その他保健衛生に関する試験・検査及び
 調査研究 感染症発生動向調査



衛生研究所

衛生研究所分室

所在地 堺区甲斐町東3-2-6
 延床面積 885㎡
 開設年月日 昭和53年5月1日

令和3年度検査状況

単位：件（項目数）

細菌・ウイルス検査		食品・環境衛生検査	
食中毒関連細菌	377	飲料水	392
食品細菌	1,656	一般環境水	460
環境細菌	645	水質汚濁	2,141
腸内細菌	1,508	食品添加物	353
感染症発生動向調査	15,047	食品の規格	1,190
食中毒関連ウイルス	23	上記以外の食品検査	26
血液検査	749	家庭用品	414
衛生害虫検査	529	医薬品	78

5 斎場

所在地	堺区田出井町4-1
電話番号	228-0167
ホームページ	https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/saijo/saijo/index.html
敷地面積	14,386㎡
延床面積	7,520㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階地下1階建
開設年月日	明治43年5月31日(平成11年4月1日移転改築)
業務内容	火葬場・式場使用の受付及び火葬 改葬許可 分骨証明 火葬証明
施設	火葬棟 火葬炉17基、補助炉1基等 式場棟 葬儀式場3室、遺族控室3室等 待合棟 待合ホール、待合室12室 駐車場 マイクロバス10台、乗用車42台



斎場

令和3年度火葬・式場利用状況

単位：件

市内居住者					市外居住者					合計	
火葬				式場	火葬				式場	火葬	式場
大人	小人	死産児	計		大人	小人	死産児	計			
8,615	5	82	8,702	960	667	2	6	675	19	9,377	979

*改葬遺骨除く

改葬許可申請件数 710件 分骨証明 1,003件 火葬証明 462件

6 生活衛生センター

(1) 施設の概要

所在地	南区原山台1-14-13
電話番号	291-6464
ホームページ	https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/sodan/gaichu/seikatsu_eisei/index.html ※「堺市生活衛生センター」と入力し検索してください。
敷地面積	1,821㎡
建築面積	517㎡
延床面積	931㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建
開設年月日	平成9年12月15日



生活衛生センター

(2) 実施事業

① ねずみ、衛生害虫等の相談

ねずみや衛生害虫等に関する相談に対して、衛生害虫等の同定を行うとともに現地調査を行い、発生状況等を把握したうえで生態の説明及び適切な防除・駆除方法の情報提供を行っている。

令和3年度のねずみ、衛生害虫等に関する相談受付件数は、825件であった。主な相談はねずみ47件、蚊・ハエ類59件、ハチ類509件、セアカゴケグモ52件、その他衛生害虫158件であった。

② 衛生害虫等の防除・駆除

衛生害虫等の防除・駆除は、施設や用地の所有者・管理者の責任での対応を原則としている。なお、公共用地内で発生したハチ類については、当該管理所管が防除・駆除等を行っている。

③ 地域実践活動

自治会など地域住民が自主的に行う蚊の防除活動に対し、蚊の生態や適切な防除方法の啓発を行うとともに、防除薬剤を無償で提供し地域の衛生環境の向上を促進している。令和3年1月から11月の地域実践活動依頼件数は533件で、活動実施世帯数は106,864世帯であった。

④ 消毒処理

豪雨等による浸水及び大規模な感染症が発生した場合は、関係各課と連携し適切な消毒を実施する。令和3年度の浸水による消毒処理は0戸であった。

⑤ 調査研究

感染症対策課主管で感染症を媒介する蚊の生息調査を行い、感染症の防止と快適な生活環境の確保に向けた支援を行っている。

⑥ 住居環境改善援助事業

高齢や障害などにより日常生活の自立が困難な世帯において、衛生害虫等の発生により健康被害が生じる恐れのある場合、各保健福祉センターの依頼により、衛生害虫等の駆除を行い生活環境の改善を援助する。

7 動物指導センター

(1) 施設の概要

所在地	堺区東雲西町1-8-17
電話番号	228-0168
ホームページ	https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/dobutsu/shidocenter/shidocenter.html
敷地面積	1,952㎡
延床面積	520㎡
構造	ブロック造平屋建
開設年月日	昭和49年8月10日



動物指導センター

(2) 業務内容

① 狂犬病予防業務

集合狂犬病予防注射の実施と飼い犬の登録（鑑札の交付）及び狂犬病予防注射済票の交付を行っている。

令和3年度飼い犬登録数及び注射済票交付数

登録頭数（累計）	鑑札交付数	注射済票交付数
40,496	3,317	27,095

（注）登録は生涯1回登録、予防注射は年1回実施。

② 放浪犬及び傷病動物等の保護・収容・飼養管理

犬による人への危害防止と動物愛護の両面から、飼い主不明の犬や負傷又は病気の動物（傷病動物等）について保護・収容、治療、飼養管理等を行っている。

③ 飼い犬及び飼い猫の引取り

飼えなくなった犬及び猫の引取りを行っている。

令和3年度犬猫の収容・引取業務状況

単位：頭

犬		猫	
飼い犬引取数	8	飼い猫引取数	47
警察からの犬引取数	1	所有者不明猫引取数	61
放浪犬等収容数	7	負傷猫等収容数	22
返還数	6	返還数	1
譲渡数	4	譲渡数	24
致死数	4	致死数	97
死亡数	0	死亡数	17
飼い犬咬傷届出数	23		

（注）引取り・収容犬猫は、年度を越えて飼養されるため、返還数・譲渡数・致死数・死亡数と整合しない。

④ 犬・猫の譲渡

堺市犬猫譲渡登録制度を実施している。

令和3年度犬猫譲渡登録状況

単位：頭

犬		猫	
譲渡希望	飼育希望	譲渡希望	飼育希望
0	29	0	40

⑤ 動物取扱業、特定動物関係

第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出、特定動物の飼養・保管許可及び飼養施設等への立入調査や、監視指導を行っている。

令和3年度第一種動物取扱業業種別登録数

事業所数	業 種						
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	その他	
						競りあっせん	譲受飼養
373	162	196	10	10	17	1	0

令和3年度第二種動物取扱業業種別届出数

事業所数	種 別				
	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示
11	8	—	1	—	3

令和3年度特定動物飼養・保管許可件数

哺乳類	鳥類	爬虫類
4	1	35

⑥ 飼い方・しつけについての普及・啓発

ペットの適正なしつけや飼い方について普及啓発活動及び飼い犬・飼い猫等の苦情について対応している。

令和3年度適正飼養講習会（ペットの正しい飼い方講習会）実施状況

実施回数	参加人数
1	21

令和3年度猫の適正飼養講習会実施状況

実施回数	参加人数
1	20

⑦ 動物愛護週間事業

動物愛護週間に、動物愛護フェアとして、ペットの正しい飼い方講習会、動物慰霊碑への献花及びさかい動物愛護写真展などを催し、市民に動物愛護思想の啓発を行っている。

8 公害健康被害補償・予防制度（保健所 保健医療課）

(1) 補償制度の概要

昭和46年の本市独自救済制度に始まった公害健康被害者に対する諸施策は、昭和62年に改正された「公害健康被害の補償等に関する法律」により、新規認定は行われなくなったが既認定患者の保護だけでなく、地域住民の健康被害を予防する施策へと改められた。既認定者を対象とした補償給付、公害保健福祉事業を実施するとともに、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた公害健康被害予防事業を実施している。

① 疾病別被認定者数（令和4年3月末現在）

単位：人

区 分	慢性気管支炎	気管支ぜん息	肺気しゅ	合 計
男	36	410	3	449
女	101	496	4	601
合 計	137	906	7	1,050

② 等級別被認定者数（令和4年3月末現在）

単位：人

区 分	特 級	1 級	2 級	3 級	等級外	未決定	合 計
男	—	—	31	315	100	3	449
女	—	1	44	432	119	5	601
合 計	—	1	75	747	219	8	1,050

(2) 令和3年度補償給付状況

区 分	件数（件）	金額（千円）	区 分	件数（件）	金額（千円）
医 療 費	17,369	383,800	遺族補償一時金	7	33,012
療 養 手 当	6,052	143,986	葬 祭 費	11	4,957
障 害 補 償 費	10,243	765,030	合 計	34,142	1,387,560
遺 族 補 償 費	460	56,775			

(3) 公害保健福祉事業

① 家庭療養指導事業

保健師が被認定者の家庭を訪問する等、日常生活の指導、保健指導等を行い福祉の向上を図る。

令和3年度実施状況

単位：件

区分	特級	1 級	2 級	3 級	等級外	合 計
男	—	0	26	174	37	237
女	—	0	35	254	53	342
合 計	—	0	61	428	90	579

② インフルエンザ予防接種費用助成事業

被認定患者を対象に、インフルエンザ予防接種を受けた際の自己負担となる費用を助成する。令和3年度の助成件数は501件、助成金額は1,137,800円であった。

(4) 公害健康被害予防事業（環境保健事業）

市民を対象に、慢性閉塞性肺疾患の予防並びに当該疾患患者の健康の回復・保持及び増進を図るための事業である。

① 呼吸器疾患相談

呼吸器疾患に関する相談・指導等を行い、病気の予防及び病気に対する知識の普及や意識の向上を図る。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催しなかった。）

② アレルギー・ぜん息予防事業（第13章13-31頁同項参照）

(5) 石綿（アスベスト）検診

石綿ばく露の不安のある方を対象に、環境省の行う「石綿読影の精度に係る調査」に参加する形で検診を実施し、受診者の健康被害への不安をやわらげるとともに、継続した健康管理の勧奨を行う。令和3年度の検診申込者数は、男29人、女23人、計52人であった。

9 医 療

(1) 公益財団法人 堺市救急医療事業団

所在地	西区家原寺町1-1-2
電話番号	272-0909
設立目的	本市が行う救急医療対策の円滑な推進を図るため、休日及び夜間における医療の確保等、地域救急医療体制を確立し、地域住民の健康の保持及び増進に寄与する。
設立年月日	平成元年9月27日
基本財産	3,000万円（市出資）
主な事業内容	休日及び夜間における急病診療／その他目的達成のために必要な事業

(2) 急病診療センター

① 施設の概要

名 称	こども急病診療センター	泉北急病診療センター
所在地	西区家原寺町1-1-2	南区竹城台1-8-1
電話番号	272-0909	292-0099
敷地面積	19,693㎡（※）	4,956㎡
建築面積	980㎡	1,139㎡
延床面積	1,517㎡	1,638㎡
構 造	鉄筋コンクリート造耐震構造地上2階建	鉄筋コンクリート造2階建
開設年月日	平成27年7月1日	平成元年11月9日

（※）堺市立総合医療センターと同一敷地内に建設



こども急病診療センター

① 令和3年度診療状況

区 分		泉北急病診療センター	こども急病診療センター	
診療科目		内 科	小児科	
診療日 及び診 療受付 時 間	平 日		20:30～翌4:30	
	土 曜 日	17:30～20:30	17:30～翌4:30	
	日曜・祝日	9:30～11:30 12:45～16:30 17:30～20:30	9:30～11:30 12:45～16:30 17:30～翌4:30	
	盆	8/13(金)	12:45～16:30 17:30～20:30	12:45～16:30 17:30～翌4:30
		8/14(土) 8/15(日)	9:30～11:30 12:45～16:30 17:30～20:30	9:30～11:30 12:45～16:30 17:30～翌4:30
		年末年始	9:30～11:00 12:45～16:30	9:30～11:00 12:45～16:30 17:30～翌4:30
	診療日数 (日)		124	365
受診者数 (人)		2, 222	10, 535	

(3) 口腔保健センター

心身障害者の歯科診療、休日・準夜間の歯科急病診療、歯科衛生士の養成及び視聴覚教育を中心とした口腔保健に関する啓発活動を一般社団法人堺市歯科医師会と連携協力のもと行っている。

① 施設の概要

所在地 堺区大仙中町18-3
 電話番号 243-1900
 敷地面積 4,045㎡
 延床面積 4,004㎡
 構 造 鉄筋コンクリート造3階建
 開設年月日 平成2年4月1日



口腔保健センター

② 令和3年度診療状況

区 分		口腔保健センター	
		心身障害者歯科診療	休日等歯科診療
診療日及び 診療受付時間	火・木曜日 (予約制)	13:30~16:00 (予約制)	
	土曜日		17:30~20:30
	日曜・祝日		9:30~11:30 12:45~16:30
	盆 8/13(木)8/14(金) 8/15(土)		9:30~11:30 12:45~16:30 17:30~20:30(14日のみ)
	年末年始		9:30~11:00 12:45~16:30
延診療日数(日)		97	125
延受診者数(人)		2,213	607

(4) 市内病院・病床数(保健所 保健医療課)

(令和3年10月1日現在)

開設者	施設数	病床数(床)
国	3	1,203
市	2	547
公益法人	1	1,003
医療法人	37	9,137
合計	43	11,890

(※)「医療施設調査」による数値。

(5) 医療従事者数(健康部 保健所 保健医療課)(令和2年12月31日現在) 単位:人

区分	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師		看護師・准看護師	
	実 数	人 口 10万人当り	実 数	人 口 10万人当り	実 数	人 口 10万人当り	実 数	人 口 10万人当り
全 国	339,623	269.2	107,443	85.2	321,982	255.2	1,565,500	1,241
大阪府	26,431	299.1	8,184	92.6	27,297	308.9	98,771	1,117.6
堺 市	2,032	246	630	76.3	1,863	225.5	10,392	1,258.1

(※)「医師・歯科医師・薬剤師統計」及び「看護師・准看護師業務従事者届」による数値である。

10 健康づくり啓発事業（健康部 健康推進課）

市民の健康増進を目的とした健康づくり計画である「健康さかい21（第2次）」（「13 健康さかい21（第2次）」参照）に基づき、健康づくり関連事業を実施している。この計画に掲げるヘルスプロモーション*を理念とし、市民主体による7つの健康に対するテーマを啓発するとともに、具体的な健康づくり推進のため、市民が主体となる健康自主活動グループの育成・継続支援を行うほか、各種の健康づくりに関する情報提供に努めている。

*ヘルスプロモーション：個人による健康増進だけでなく、それを支える地域づくりや関係機関の連携により健康づくりを推進すること。

11 堺市民健康生きがづくり基金（健康部 健康医療政策課）

昭和63年6月、市民の健康と生きがづくりのため、「堺市民健康生きがづくり基金」を創設し、平成元年度からこの基金の運用益等を使って、市民参加の健康づくりをはじめ、生きがづくり啓発事業や健康づくり推進イベントなど「健康都市・堺」の実現をめざし、各種事業を推進している。

令和4年3月31日現在基金額 136,188,411円
うち寄付金 4,164,200円

12 健康危機管理総合基本指針（健康部 健康医療政策課、保健所 保健医療課）

平成8年の学童集団下痢症発生時の反省と教訓をふまえ、市民の健康危機管理に備えてきたが、毒物や劇物を使った事件の多発など、当時は想定できなかった新たな事態が発生してきた。そこで食中毒や感染症対策などの各種要領を体系付け、保健衛生部門と医療機関、警察、消防その他の関係機関との連携を図るため、平成14年1月に総合的な基本指針を制定した。

この健康危機管理総合基本指針（以下、「基本指針」という。）は、食中毒、感染症、有害物質（毒物・劇物等心身に害を及ぼす化学物質をいう。）、飲料水、医薬品その他の原因により、市民の生命はもとより、健康に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を未然に予防し、また発生時の健康被害者の救助、被害の拡大・再発防止及び原因究明を行い、健康被害を最小限とするための基本的な事項を定めたものである。

平成15年5月に策定された堺市危機管理ガイドラインに基づき、基本指針の見直しを行ったほか、同年11月の感染症法の改正に伴い、新感染症類型（1類～5類）に対応するよう体制を見直し、また、動物由来感染症への対応強化を図った。

13 健康さかい21（第2次）（健康部 健康推進課）

わが国では、生活環境や医学の進歩により、平均寿命が世界で高い水準を示している。その一方で、人口の急速な少子高齢化、生活習慣病の増加、介護を必要とする人の増加などが、大きな社会問題となっている。このような状況のなか、国は国民一人ひとりが健やかで心豊かな人生を送ることができる社会の実現をめざした「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（平

成12年度から平成24年度)を公表し、その後続く健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」(平成25年度から10年間)を策定し推進している。その中間評価では、生活習慣病の予防及び社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上などにより、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)の延伸を実現することが重要であるとされている。

これを受けて本市では、その地方計画である「健康さかい21」(平成14年1月)を策定し、その後見直しを行い、平成31年からは「健康さかい21(第2次)2019~2023計画(平成31年3月策定)」計画をスタートさせている。

「健康さかい21(第2次)」では、「市民主体の健康づくり」と「ヘルスプロモーションに沿った活動」の2つの基本理念を掲げ、社会参加しながら健康づくりを行える地域社会づくりを行政や地域、企業等の社会全体で推進することとしている。

特に、壮年期の死亡減少等に向けて、生活習慣病を発症する危険性の高い方などへの生活習慣改善に重点的に取り組むこととしている。また、健康増進法の改正等を踏まえて、受動喫煙対策とアルコール健康障害対策の取組についても強化を図る。それらの健康施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の健康寿命の延伸をめざす。

14 堺市立総合医療センター(健康部 健康医療政策課)

市民の健康維持や健康寿命の延伸等に寄与するため、地方独立行政法人堺市立病院機構により安全・安心で質の高い医療を提供するとともに、三次救急を含む救急医療やがん医療などの高度専門医療等を提供している。

(1) 施設

所在地	西区家原寺町1丁1番1号		
電話番号	272-1199	敷地面積	19,693㎡
建築面積	8,410㎡	延床面積	41,013㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階、地下1階(G階)		



堺市立総合医療センター

沿革	大正12年7月1日	宿院町東3丁に堺市立公民病院として開設	
	昭和13年9月1日	宿院町西2丁に市立堺市民病院として開設	
	昭和26年4月1日	市立堺病院に改称	
	平成8年10月1日	南安井町1丁に移転	
	平成24年4月1日	地方独立行政法人 堺市立病院機構に移行	
	平成27年7月1日	家原寺町1丁に移転、堺市立総合医療センターに改称	
病床数	一般病床	480床	
	感染症病床	7床	合計 487床

(2) 診療科目

内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌・代謝

内科、リウマチ科、膠原病内科、感染症内科、脳神経内科、緩和ケア内科、小児科、外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、放射線治療科、放射線診断科、歯科口腔外科、麻酔科、臨床検査科、リハビリテーション科、救急科、病理診断科

(3) 各種指定

国の法令・通知等に基づき、以下の指定を受けている。

地域医療支援病院	災害拠点病院
地域がん診療連携拠点病院	臨床研修指定病院
救急指定病院	エイズ診療中核拠点病院
労災保険指定医療機関	保険医療機関
生活保護法等に関する指定医療機関	結核指定医療機関
指定小児慢性特定疾病医療機関	被爆者一般疾病医療機関
難病の患者に対する医療等の指定医療機関	新型インフルエンザ等対策特別措置法指定 地方公共機関
母体保護法指定施設	指定自立支援医療機関（精神通院医療）
外国人医師修練施設	児童福祉施設（助産施設）
自立支援医療機関（腎臓・免疫・口腔・心臓）	感染症指定医療機関（第一種、第二種）

(4) 救急医療について

堺市で唯一の救命救急センターを設置し、地域における救急医療の最後の砦として、24時間365日、疾患や外傷を問わず幅広い受入れを行っている。また、診療科を越えたチーム医療の実践により、迅速かつ質の高い救急医療を提供している。

救急専用の高機能自走式CTやハイブリッド手術室など高度な医療機器・設備を導入し、専従スタッフ（医師・看護師・コメディカル）を充実することで、安全かつ質の高い医療を提供している。

・救急医療実績（令和3年度）

	実績
救急搬送応需率（%）	78.4
三次救急搬送応需率（%）	90.0
救急搬送受入件数（件）	6,842
うち入院件数（件）	3,112
ウォークイン件数（件）	6,879

(5) 災害時医療・感染症医療について

災害拠点病院として大規模災害時等においても診療機能を維持確保するため、病院全体で研修や訓練に取り組むなど、適切な医療が提供できる体制を整えている。さらに、被災地に出向き医療支援を行う医師、看護師、業務調整員からなるDMAT（災害派遣医療チーム）を2隊編成し、災害時における医療体制の充実に努めている。

また、感染症指定医療機関（第一種、第二種）として感染症患者の搬送シミュレーションや研修を実施するなど、安心・安全な受入体制を確保している。さらに、感染症患者専用の入口から感染症病棟に直接搬送する専用エレベーターの設置や超高性能フィルターを用いた排気装置、滅菌装置を用いた排水装置を備えるなど、設備面においても強化している。

(6) がん医療について

国の「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受けており、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談及び情報提供といった役割が与えられている。

地域がん診療連携拠点病院としての役割を果たすため『がんセンター』を設置し、各診療科でがんに関する専門診療を行うほか、ロボット支援手術や腹腔鏡手術による高度で低侵襲な手術の実施、外来で抗がん剤等による治療を行う「外来化学療法」、専門医による「放射線治療」、がん治療に伴う疼痛を緩和する「緩和ケア」等を提供している。

また、『がん相談支援センター』を窓口として、がんに関するあらゆる相談とともに、専門医が治療法などの専門的な相談に応じる「セカンドオピニオン外来」や禁煙の指導を行う「禁煙外来」も行っている。

さらに、科学的根拠に基づく新しい治療法を開発する「臨床試験」も積極的に受け入れているほか、患者や家族の方へ「市民健康講座」を開催し情報提供と交流の場を提供している。

地域の医療機関に対しては、研修や診療支援、患者の受入や紹介など連携を図ることで、がん治療水準の向上に努めている。

・がん医療実績（令和3年度）

	R3年度
悪性腫瘍手術件数（件）	1,012
放射線治療実施患者数（人）	506
化学療法実施患者数（人）	2,293
がん登録件数（※）（件）	1,895
緩和ケアチーム介入件数（件）	649
がんリハビリ実施件数（件）	6,351
がん相談件数（件）	5,930
セカンドオピニオン対応件数 当院から他院（件）	48
他院から当院（件）	27

(7) 地域医療連携について

大阪府より「地域医療支援病院」の指定を受けており、紹介患者に対する医療提供のほか、医療機器等の共同利用、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修、患者に対する相談体制の整備等を実施している。さらに、急速に進む高齢化に適切に対応し、将来にわたり地域住民が安心して医療を受けることができる、地域全体での医療提供体制づくりが喫緊の課題となっている。

地域連携センターでは、地域の医療機関から紹介された患者の入院や受診、検査などの要望に速やかに、的確に応えられるように、地域の医療機関との窓口として専任の看護師等を配置している。また、症状が安定した患者さんが住み慣れた地域で切れ目のない医療を受けられるようにかかりつけ医の紹介も推進しており、併せて介護保険サービスの調整などケアマネジャーとの連携、適切な継続看護のための訪問看護との連携、その他障害福祉など様々な支援窓口との連携・調整を行っている。その他、地域の医療従事者に対し、様々な症例検討の研修会を開催して、地域の医療従事者の教育や交流も図っている。

(8) 臨床研修について

医師法では、医師が将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けることができるよう、診療に従事しようとする医師は、大学の附属病院か厚生労働省指定の病院で2年間以上の臨床研修を受けなければならないこととされている。

当院は臨床研修病院として厚生労働省の指定を受けており、研修医に対し医師としての人格を涵養し、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に対応できるプライマリケア（総合診療）の知識・技能・態度の修得を支援している。

「臨床教育センター」を設置し、初期研修から専門医取得までの一貫した教育により地域医療に貢献できる医師の育成推進を強化している。

(9) 令和3年度患者数等

単位：人

区 分	外 来(241日)		入 院(365日)	
	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均
内科 (総合内科)	5,844	24.2	5,559	15.2
血液内科	11,440	47.5	5,216	14.3
腎臓内科	4,859	20.2	5,780	15.8
感染症内科	1,056	4.4	7,877	21.6
糖尿病・内分泌・代謝内科	6,133	25.4	1,432	3.9
リウマチ膠原病内科	1,070	4.4	0	0.0
呼吸器内科	17,766	73.7	11,649	31.9
消化器内科	15,524	64.4	7,036	19.3
循環器内科	7,529	31.2	6,526	17.9
脳神経内科	4,966	20.6	4,686	12.8
小児科	8,386	34.8	5,967	16.3
外科	2,528	10.5	23	0.1
胃食道外科	4,737	19.7	3,483	9.5
大腸肛門外科	9,690	40.2	7,094	19.4
肝胆膵外科	3,487	14.5	3,210	8.8
呼吸器外科	1,761	7.3	1,837	5.0
乳腺・内分泌外科	8,578	35.6	1,159	3.2
救命救急科	1,684	7.0	12,688	34.8
整形外科	13,631	56.6	7,646	20.9
脳神経外科	5,822	24.2	8,139	22.3
心臓血管外科	1,975	8.2	3,067	8.4
皮膚科	10,966	45.5	1,720	4.7
形成外科	5,288	21.9	1,866	5.1
泌尿器科	12,653	52.5	5,914	16.2
産婦人科	14,085	58.4	4,756	13.0
眼科	11,875	49.3	288	0.8
耳鼻咽喉科・頭頸部外科	7,741	32.1	1,926	5.3
放射線治療科	6,850	28.4	—	—
放射線診断科	1,740	7.2	—	—
歯科口腔外科	8,088	33.6	620	1.7
救急・総合診療科	6,563	27.2	63	0.2
緩和ケア科	289	1.2	—	—
麻酔科	17	0.1	—	—
遺伝診療科	16	0.1	—	—
女性外来	—	—	—	—
うち感染症病棟	—	—	539	1.4
合 計	224,637	932.1	127,227	348.5